

大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 4 月 1 日

最近改正 平成 30 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市狭あい道路拡幅促進整備要綱（以下「整備要綱」という。）第 8 条の補助金の交付にあたり、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、整備要綱に定めるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 建築主等による撤去工事及び整備工事に要する費用に対し、補助金を交付する事業をいう。
- (2) 補助事業者 この要綱に基づき、補助事業を行う建築主等をいう。

(補助金)

第 3 条 市長は、建築主等による後退用地等の撤去工事及び整備工事に要した費用に対し、次に掲げる内容について補助金を交付することができる。ただし、消費税等相当額及び他の大阪市等の補助事業で補助を受ける部分にかかる費用は除く。

- (1) 後退用地等の道路舗装に要する費用
- (2) 後退用地等と一体的に舗装する場合の既存道路部分の道路舗装に要する費用（最大道路中心線まで）
- (3) 後退用地等と敷地との境界を明確にするための道路境界石の設置に要する費用
- (4) 後退用地等の雨水排水のための側溝、側溝蓋及び集水桝の設置に要する費用
- (5) 後退用地等にある支障物の撤去に要する費用（ただし、法第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当するものについては、昭和 25 年以前に築造されたものに限る。）

2 市長は、建築主等に対し、予算の範囲内において、前項各号に掲げるものの整備に実際に要した費用と別表 1 及び別表 2 に定めるそれぞれの補助項目の補助限度額単価により算出した金額のいずれか低い金額の 3 分の 2 以内（千円未満切捨て）を補助することができる。

3 建築主等は、第 1 項第 5 号に掲げる費用にかかる補助金の交付を受けようとする場合は、後退用地等の整備をあわせて行わなければならない。

(補助金の交付申請及び決定)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始予定日の 30 日前、かつ、事業開

始予定日の属する年度の12月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに、補助金交付申請書（様式第1号）を作成の上、市長に提出しなければならない。ただし、第9条第1項に規定する期日までに補助事業完了実績報告書を提出できない場合は、交付申請をすることができない。

2 前項の規定による交付申請書には、次に掲げる書類を必要に応じ添付しなければならない。

- (1) 附近見取り図
- (2) 整備計画図
- (3) 整備断面図
- (4) 道路中心線及び現況幅員に関する書類(道路境界明示書・官民境界明示書等)
- (5) 現況写真及び撮影方向位置図
- (6) 道路中心線設置写真
- (7) 後退用地等にある支障物の撤去図
- (8) 見積書（写し可）（撤去工事及び整備工事にかかるもの）
- (9) 誓約書（様式第2号）
- (10) 建築主等の印鑑登録証明書（写し可、原本照合が必要）（建築主等が複数の場合は全員分）
- (11) その他市長が必要と認めるもの
- (12) 委任状（代理者による申請の場合）

3 第1項の規定による申請を行う際、近接する土地の後退用地等の整備を行う場合で、建築主等が同一かつ補助事業が同時期の場合、まとめて申請を行うことができるものとする。

4 市長は、次項の規定により補助金の交付決定を行うにあたって、次の各号に掲げる条件を付すものとするほか、必要な条件を付すること及び指導助言等を行うことができる。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合（道路中心線又は後退線等を変更する場合を含む。以下同じ。）には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は執行計画の変更（補助金の交付予定額に変更が生じるものに限る。以下同じ。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

5 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、当該申請にかかる書類の審査及び現地調査等により、これに付した条件、法令等に違反しないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定することができる。なお、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）にて建

築主等に対してその旨を通知するものとする。

- 6 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請にかかる事項につき修正を加えて補助金の決定をすることができる。
- 7 市長は、第5項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めた場合は、補助金を交付しない旨を決定し、補助金不交付決定通知書（様式第4号）にて建築主等に対してその旨を通知するものとする。
- 8 市長は、補助金の交付申請が到達してから、30日以内に補助金の交付決定又は交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等にかかる日数は除くものとする。

（交付申請の取下げ）

- 第5条 前条第5項の規定による通知を受領した建築主等は、当該通知にかかる補助金の交付決定における内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、補助金取下届（様式第5号）により、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取り下げを行うことができる。
- 2 市長は、前項の規定による取下げの際には、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとみなし、補助金取下受理通知書（様式第6号）にて当該申請をした建築主等に対して速やかにその旨を通知するものとする。

（道路中心線の設置）

- 第6条 建築主等は、2項道路の後退用地等を第4条第5項の規定による交付決定を受けようとする場合においては、道路中心線を確認するための道路中心線を設置しなければならない。
- 2 前項による道路中心線を設置する際には、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付実施要領に定める近隣の土地所有者の同意を得なければならない。ただし、市長が同意を得なくてもよいものとして特に認めた場合はこの限りでない。

（補助事業の着手）

- 第7条 補助事業者は、第4条第1項の規定による交付申請における事業開始予定日にかかわらず、第4条第5項の規定による補助金の交付決定後でなければ、補助事業に着手してはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業に着手したときは、補助事業着手届（様式第7号）により速やかにその旨を市長に提出しなければならない。ただし、撤去工事と整備工事の契約時期が異なる場合には、いずれの工事を行う場合においても本項の規定による着手届を提出しなければならない。
 - 3 前項の規定による着手届には、次に掲げる書類を必要に応じ添付しなければならない。
 - （1）契約書等の写し（撤去工事及び整備工事にかかるもの）
 - （2）第4条第5項の規定による補助金交付決定通知書の写し

(3) 次条第2項の規定による補助金交付変更承認通知書の写し（補助金交付変更承認を受けた場合に限る。）

4 市長は、原則として第2項の規定による着手時にあわせて、後退表示板を補助事業者に支給するものとする。

(補助事業の変更及び廃止等)

第8条 補助事業者は、第2号において補助金の交付決定額が増額となるものにあつては補助金交付変更承認申請書（様式第8号）を、第3号に該当する場合にあつては補助事業廃止承認申請書（様式第9号）を作成の上、補助金の交付決定した日の属する年度の1月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに、市長に提出しなければならない。

また、第1号又は第2号において補助金の交付決定額が減額又は額の変更のないものにあつては補助金交付変更承認申請書（様式第8号）を作成の上、補助金の交付決定した日の属する年度の2月15日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は執行計画の変更をしようとするとき。

(3) 補助事業を廃止しようとするとき。

2 市長は、前項による申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、申請書が到達してから30日（申請書に不備があり、訂正等にかかる日数は除く。）以内に承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

(1) 補助金交付変更承認申請書の提出があつた場合において、変更を承認したとき 補助金交付変更承認通知書（様式第10号）

(2) 補助事業廃止承認申請書の提出があつた場合において、廃止を承認したとき 補助事業廃止承認通知書（様式第11号）

(3) 変更又は廃止を承認することが不相当であると認めたとき 不承認通知書（様式第10-2号）

3 市長は、補助事業者が第1項各号に該当しながら申請を怠つた場合、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者に補助金の交付決定を取り消す旨の通知をするものとする。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した際、市長に対し、補助事業完了実績報告書（様式第13号）により速やかに、かつ補助金を交付決定した日の属する年度の2月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに報告しなければならない。ただし、補助事業者は、当該報告に先立ち、現地完了検査依頼書（様式第13-3号）により、補助対象工事の現地検査を市長に依頼することで、次条第2項に定める検査を受けることができる。

2 前項の規定による実績報告書には、次に掲げる書類を必要に応じ添付しなければならない。

- (1) 補助事業完成図（撤去工事及び整備工事にかかるもの）
- (2) 補助事業工事中及び完成後の写真
- (3) 契約書等の写し（着手届時から変更がある場合又は次号の領収書等遅延理由書を添付する場合に限る）
- (4) 領収書等の写し（その添付ができない事情がある場合にあつては、領収書等遅延理由書（様式第13-2号）及び請求書の写し）
- (5) 第4条第5項の規定による補助金交付決定通知書の写し
- (6) 前条第2項の規定による補助金交付変更承認通知書の写し（補助金交付変更承認を受けた場合に限る。）
- (7) 次条第2項の規定による検査結果通知書の写し（検査結果通知を受けた場合に限る。）

3 前項第4号の規定により領収書等の写しに代えて領収書等遅延理由書を添付した場合にあつては、第12条第1項の規定により補助金の請求を行うときは、領収書等の写しを提出しなければならない。

（補助金の額の確定・検査結果通知）

第10条 市長は、前条第1項の規定による補助事業の実績報告を受けた場合において、当該書類の審査及び現地調査を行い、当該報告にかかる補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第14号）にて補助事業者に対して速やかに通知するものとする。

2 市長は、前条第1項のただし書に規定する現地完了検査依頼を受けた場合においては、前項中「審査及び現地調査」とあるのは「審査」と読み替えるとともに、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、結果について検査結果通知書（様式14-2号）により補助事業者に通知する。

（是正の措置）

第11条 市長は、第9条第1項の規定による補助事業の実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

（補助金の請求及び交付）

第12条 第10条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに市長へ補助金の請求を行わなければならない。また、当該請求は、補助金を交付決定した日の属する次の年度の4月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、当該請求にかかる補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による請求があった場合、請求日から30日以内に口座振替により補助金を支払うものとする。ただし、請求に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が、補助金を他の用途で使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定における内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付決定における全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨の理由を付して補助金交付決定取消通知書(様式第12号)にて補助事業者に対して通知を行うものとする。

(事情変更による補助金交付決定の取消し等)

第14条 市長は、第4条第5項の規定による補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、規則第9条に基づき、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその交付決定の内容若しくはこれらに付した条件を変更することができる。

- 2 市長は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかにその旨の理由を付して事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書(様式第15号)にて補助事業者に対して通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助事業にかかる機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

(補助事業の遂行)

第15条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業を遂行しなければならない。

(遂行指示等)

- 第16条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示を行い、又は報告を求め、若しくは職員をして補助事業者にかかる物件及び帳簿書類等を実地検査させ、又は必要な指示をさせることができる。
- 2 市長は、補助事業者が第4条第5項の規定による補助金の交付決定の内容及びこれ

らに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、これらに従って当該事業を遂行すべきことを補助事業者に対し指示することができる。

3 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、補助事業者に対して補助事業の一部の停止を命じることができる。

(状況報告)

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行に関する報告を求めることができる。

(理由の提示)

第 18 条 市長は、交付決定の取消し、補助事業における遂行の指示又は補助事業における是正のための措置の指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は、第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は偽りその他不正の手段において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されている場合は、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 20 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、規則第 19 条に基づき、加算金及び延滞金を本市に納付しなければならない。

(代表申請者の選任及び責務)

第 21 条 複数の建築主等により補助事業を行おうとする場合は、建築主等はそのうちから代表申請者を選出し、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任するものとし、かつ代表申請者と協力して、この要綱に定める事柄の責任を持って遂行しなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、すべての建築主等が行った行為とみなす。

2 市長は、複数の建築主等により補助事業を行おうとする場合における補助金の交付決定から支払いに至るまでの手続き及び補助金の返還に関して、すべて代表申請者を相手方とする。

3 代表申請者は、市長に対して、要綱に定める申請、届出、書類の提出、補助金の受領及び返還に関して代表申請者としての責任を負うとともに、その内容を他の建築主等へ周知しなければならない。

(関係書類の整備)

第 22 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に

整備し、補助事業の完了した日から5年間保存しなければならない。（後退表示板の設置）

第23条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、第7条第4項に基づき支給された後退表示板を後退用地等に設置するものとする。ただし、寄付又は無償使用承諾が得られた附則5項道路の後退用地等においてはこの限りでない。

2 前項に基づき設置した後退表示板の所有権については、第10条第1項の規定による通知日をもって、補助事業者に移転するものとする。

（後退用地等の管理）

第24条 後退用地等（後退表示板を含む。以下同じ。）については、補助事業者が補助事業完了時における後退用地等の形態を変更することなく、通行に支障のない状態となるように維持管理を行うものとする。ただし、寄付又は無償使用承諾が得られた附則5項道路の後退用地等においては市が行うものとする。

（義務の継承）

第25条 補助事業者は、建築物、工作物若しくは後退用地等を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承させるものとする。

（他制度との併用）

第26条 他の公的融資又は補助金等を併せて受けようとする建築主等は、事前に市長と十分協議し、その指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の公的融資又は補助等を行う機関と調整を図るものとする。

（関係法令の遵守等）

第27条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、良好な住環境等を確保するため、当該補助事業の範囲内又はその周辺で、実施又は実施が予定されている公的事業の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

（適用除外）

第28条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う建築行為等を伴うもの
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を伴うもの
- (3) 都市計画法に基づく事業等、他の事業によって拡幅又は整備されるもの
- (4) 法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路の築造を伴うもの
- (5) 敷地面積（分譲住宅等、建築しようとする敷地が複数連なる場合は一連の土地の面積）が500㎡を超えるもの

(6) この要綱を適用することが適当でないと市長が認めるもの

(実施の細目)

第 29 条 この要綱の実施について必要な事項は、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付実施要領で定めるほか、都市整備局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱が施行される前に、改正前の要綱第 6 条第 4 項の規定による狭あい道路拡幅整備計画承認通知書により市長が通知したものについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱が施行される前に、改正前の要綱第 4 条第 4 項の規定による狭あい道路拡幅整備計画承認通知書により市長が通知したものについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱が施行される前に、改正前の要綱第 4 条第 4 項の規定による狭あい道路拡幅整備計画承認通知書により市長が通知したものについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

【別表 1】

補助項目	単位	補助限度額単価	補助項目	単位	補助限度額単価
道路舗装	m ²	13,700 円	U型側溝設置	m	8,400 円
道路境界石設置	m	6,500 円	L型側溝設置	m	12,000 円
現場打ち側溝	m	700 円	側溝蓋設置	m	5,100 円
集水桝設置	ヶ所	56,700 円	—	—	—

【別表 2】 支障物の撤去

補助項目		単位	補助限度額単価
塀等	木製	見付 m ²	4,600 円
	金属製	見付 m ²	2,400 円
	ブロック製等	見付 m ²	9,100 円
	コンクリート製	見付 m ²	9,200 円
門扉	木製	見付 m ²	1,700 円
	金属製	見付 m ²	5,100 円
樹木	低木	本	400 円
	中木	本	2,500 円
	高木	本	6,700 円
段差のある工作物	コンクリート製等	m ³	18,100 円
車止め等		ヶ所	3,700 円

備考

- 1 塀等とは、塀、擁壁をいう。
- 2 塀等のうちブロック製等とは、コンクリートブロック、レンガ、石その他これらに類するもので作られているものをいう。
- 3 樹木の低木は高さ 1 m 未満、中木は高さ 1 m 以上 3 m 未満とし、高木は高さ 3 m 以上とする。
- 4 段差のある工作物とは、コンクリート、コンクリートブロックその他これらに類するもので、アプローチ、階段その他これらに類する建築物で道路部分との高さが 3 cm 以上あるものをいう。
- 5 車止め等とは、車止め、標識支柱等で木製、金属製その他これらに類するもので作られているものをいう。